

新座市生成AI利用ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、本市が、生成AIを利用するに当たり、本市の保有する情報資産の安全な活用及び生成AIから得られた情報の適切な運用を図るとともに、生成AI利用時に遵守すべき事項等を示したものである。

2 定義

本ガイドラインにおいて「生成AI」とは、対話形式で入力した情報に対して、AIが生成した創作物を出力する約款による外部のサービスのことをいう。

3 対象とする生成AI

本市職員が業務において利用できる生成AIは、本市職員が入力した情報を学習データとして利用されないよう構成されているもの又は設定できるものに限ることとし、対象とする生成AIはデジタル市役所推進室長が別に定めるものとする。

なお、職員の個人アカウントによるChatGPT、Microsoft Copilot、Gemini等の生成AIの利用については、入力した情報を学習データとして利用されてしまう恐れがあり、組織として管理できないため業務での利用を禁止する。

4 生成AIを利用できる業務の範囲

生成AIを利用できる業務の範囲は次に掲げるものとする。本市職員は、業務の質と効率性の向上を図るため、この範囲内において生成AIを積極的に活用すること。

- (1) 文章の要約、翻訳又は平易な表現に書き改めること。
- (2) 挨拶文、メールに関する文書、本市のウェブサイト等の文書の素案を作成すること。
- (3) 文章を校正又は改善すること。
- (4) 公開されている情報や文章等を整理すること。
- (5) 着想を得るためのアイデア等を発展させること。
- (6) Excel・マクロ等のプログラムを作成又は修正すること。
- (7) 庁内事務手続の確認や質疑応答集の素案を作成すること。
- (8) その他、業務の効率化や行政サービスの向上に資すること。

5 利用における遵守事項

本市職員が業務において生成AIを利用しようとするときは、利用の目的及び生成結果の活用方法をあらかじめ明確にすること。

なお、各所属長においては、本ガイドライン及び新座市情報セキュリティポリシーを遵守することを各所属内の職員に周知し、利用状況の把握を行うこと。

また、リスクが発生した場合、デジタル市役所推進室長は利用履歴等を調査し、必要に応じて所属長又は利用者に利用状況を確認することがある。

6 情報入力に関する遵守事項

- (1) 入力する情報は第三者に公開又は提供可能なものに限る。
- (2) 学習データに利用されなくても、入力情報は外部サーバに一定期間保持されるため、新座市情報セキュリティ対策基準における機密性3A～C（個人情報又は法令規定により秘密を守る義務を課されている情報等）及び機密性2（行政事務で取り扱う情報資産のうち、自治体機密性3に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表することを前提としている情報）に該当する情報の入力は禁止とする。
- (3) 契約等により守秘義務を課された情報や、申請や届出など業務を通じて特定の目的のために入手した情報については、入力を禁止とする。
- (4) 第三者の著作物を入力すること自体は、著作権等の侵害には該当しないため許容される。ただし、生成AIを通じて得られた結果（以下「生成物」という。）については、著作物と同一又は類似した内容を出力する可能性があることから、得られた結果について既存の著作物や登録商標等に類似しないか調査すること。

7 生成結果の業務利用に関する遵守事項

- (1) 生成物に誤りがないか、公平性に問題がないか、第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼす恐れがないかを複数の職員で確認し、必要に応じて加筆又は修正を行うこと。
- (2) 生成物を使用する際には、個人のプライバシーと個人情報の保護を最優先に考慮すること。生成物が個人等に関する虚偽情報を含む可能性があり、名誉棄損・信用棄損に該当する恐れがあるため、厳重に確認すること。
- (3) 市が説明責任を負う立場であることを踏まえ、業務等に利用することが適切か所属として意思決定を行うこと。

8 利用の停止

生成AIの利用規約の変更、新たなるリスクの発生等が認められた場合、デジタル市役所推進室長は、一時的な利用の停止を決定し、その旨を職員に周知するものとする。

9 その他

本ガイドラインに関する疑義及び運用に関する相談については、デジタル市役所推進室において処理する。

附 則（令和6年5月14日市長決裁）

本ガイドラインは、決裁のあった日から実施する。

附 則（令和7年11月25日市長決裁）

本ガイドラインは、決裁のあった日から実施する。